

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	中島 啓雄 (自民)	河合 常則 (自民)	林 久美子 (民主)
理事	大仁田 厚 (自民)	小泉 顕雄 (自民)	広中 和歌子 (民主)
理事	北岡 秀二 (自民)	後藤 博子 (自民)	水岡 俊一 (民主)
理事	佐藤 泰介 (民主)	中川 義雄 (自民)	浮島 とも子 (公明)
理事	鈴木 寛 (民主)	山崎 正昭 (自民)	山下 栄一 (公明)
	有村 治子 (自民)	神本 美恵子 (民主)	井上 哲士 (共産)
	荻原 健司 (自民)	西岡 武夫 (民主)	(18. 3. 9 現在)

(1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議1件）、衆議院提出1件（文部科学委員長）の計6件であり、いずれも可決した。また、本委員会付託の請願57種類272件のうち、2種類35件を採択した。

〔法律案の審査〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案は、本会議において、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、国庫負担率引下げの経緯と地方財政に及ぼす影響、引下げ後の地方公共団体における教職員配置や給与水準の見通し、耐震化の推進を始めとした今後の学校施設整備の方策、市町村費負担教職員の処遇や人事の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案は、本会議において、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人からの意見聴取や保育所等の視察を行うとともに、認定こども園における教育・保育の質の確保と子どもの安全対策の重要性、保育料等保護者負担の軽減策、幼保一元化に対する考え方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

参議院先議として提出された学校教育法等の一部を改正する法律案は、本会議において、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、特別支援教育実施に当たり、十分な教職員を配置する必要性、特別支援学校が果たすセンター的機能の重要性、障害のある児童生徒の就学先決定手続の在り方等について質疑が行われた。なお、委員会審査に先立ち、都内の盲学校、養護学校等の視察を行った。

質疑を終局した後、日本共産党より教職員配置の在り方等について、必要な措置を講ずる旨の修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一

致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案は、委員会において、衆議院文部科学委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、研究者及び研究を支援する人材の重要性、研究施設の相互連携・協力の在り方、次世代スーパーコンピュータの意義と今後の開発推進策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案は、委員会において、非公務員型に移行する経緯と理由、青少年教育三法人を統合する目的、国が青少年教育施設を保有する意義等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月9日、第163回国会閉会後の平成18年1月12日から13日までの2日間、福岡県において実施した、地方における初等中等教育、高等教育、文化及び科学技術等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、同日、文教科学行政の基本施策について小坂文部科学大臣から所信を、平成18年度文部科学省関係予算について河本文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月16日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、教育行政の責任体制と教育委員会制度の在り方、学力低下問題とゆとり教育、第2期科学技術基本計画の評価と次期計画の実施の在り方、登下校時における子どもの安全対策、義務標準法及び人材確保法が義務教育水準の維持向上に果たしてきた役割、教育基本法の改正を目指す理由、環境教育の充実に向けた取組状況、教育の機会均等と家庭の経済力による格差についての認識、行革推進法案と教職員定数改善計画の関係、学校施設等におけるアスベスト使用実態と対策、各学校段階におけるキャリア教育、職業教育等の必要性、全国学力調査の実施が競争をあおる教育につながることへの懸念、PSE法施行が音楽文化の発展に与える影響等の問題が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度文部科学省予算の審査を行い、公務員総人件費改革による教職員削減の実施が教育環境に与える影響、全国学力調査を悉皆で実施しようとしている理由と問題点、外国人児童生徒への教育施策、不就学の外国人児童生徒に対する就学案内・手続の在り方、国立劇場、国立博物館、国立美術館等のバリアフリー化、放送大学のラジオ教材のインターネット配信に向けた取組状況、特殊指定が教科書の公正な採択に果たしてきた役割、医師の不足・偏在改善のための方策等について質疑を行った。

4月13日、特別支援教育の実情を調査し、もって学校教育法等の一部を改正する法

律案の審査に資するため、渋谷区立神南小学校、東京都立中野養護学校及び国立大学法人筑波大学附属盲学校を視察した。

5月25日、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案の審査に資するため、キッズプラザアスク飯田橋園及びエイビイシー保育園を視察した。

(2) 委員会経過

○平成18年3月9日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について小坂文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度文部科学省関係予算に関する件について河本文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成18年3月16日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕北岡秀二君(自民)、大仁田厚君(自民)、広中和歌子君(民主)、鈴木寛君(民主)、山下栄一君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成18年3月22日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)
平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)
平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(文部科学省所管)について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、河本文部科学副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕神本美恵子君(民主)、水岡俊一君(民主)、浮島とも子君(公明)、井上哲士君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について小坂文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年3月23日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕佐藤泰介君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）、河合常則君（自民）、荻原健司君（自民）

○平成18年3月28日（火）（第5回）

- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について参考人京都大学大学院経済学研究科教授吉田和男君、広島県尾道市立土堂小学校長陰山英男君及びNPO法人地方自立政策研究所理事長・前志木市長穂坂邦夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北岡秀二君（自民）、水岡俊一君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕中川義雄君（自民）、後藤博子君（自民）、水岡俊一君（民主）、那谷屋正義君（民主）、浮島とも子君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第16号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

- 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月30日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣、河本文部科学副大臣、馳文部科学副大臣、山崎総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕小泉顕雄君（自民）、大仁田厚君（自民）、佐藤泰介君（民主）、水岡俊一君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第15号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

○平成18年4月13日（木）（第7回）

- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第65号）について小坂文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月18日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第65号）について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、有村文部科学大臣政務官、野上財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕河合常則君（自民）、荻原健司君（自民）、林久美子君（民主）、神本美恵子君（民主）、浮島とも子君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成18年4月20日（木）（第9回）

- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第65号）について参考人帝京大学文学部教授大南英明君、専修大学経営学部教授嶺井正也君、全国特別支援教育推進連盟理事長三浦和君及び日本発達障害ネットワーク代表・全国LD親の会会長山岡修君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大仁田厚君（自民）、鈴木寛君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成18年4月25日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第65号）について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、赤羽財務副大臣、山崎総務副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕林久美子君（民主）、神本美恵子君（民主）、佐藤泰介君（民主）、小泉顕雄君（自民）、後藤博子君（自民）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第65号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月27日（木）（第11回）

- 研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月9日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣、河本文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕鈴木寛君（民主）、浮島とも子君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第28号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月23日(火)(第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について小坂文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、中野厚生労働副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 小泉顕雄君(自民)、大仁田厚君(自民)、浮島とも子君(公明)、山下栄一君(公明)

○平成18年5月30日(火)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について小坂文部科学大臣、中野厚生労働副大臣、馳文部科学副大臣、西川厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 林久美子君(民主)、広中和歌子君(民主)、蓮舫君(民主)、水岡俊一君(民主)、井上哲士君(共産)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年6月1日(木)(第15回)

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について参考人足立区立おおやた幼保園長赤坂榮君、国士舘大学文学部教授小宮山潔子君、有限会社遊育代表取締役吉田正幸君及び社会福祉法人かやの芽福祉会かやの木保育園長下條忠幸君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 荻原健司君(自民)、林久美子君(民主)、浮島とも子君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成18年6月6日(火)(第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、中野厚生労働副大臣、山口内閣府副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者] 大仁田厚君(自民)、佐藤泰介君(民主)、林久美子君(民主)、山下栄一君(公明)、山本保君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成18年6月8日(木)(第17回)

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第58号) 賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月15日(木)(第18回)

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案(衆第36号)(衆議院提出)について提出者衆議院文部科学委員長遠藤乙彦君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第36号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

○請願第298号外34件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第11号外236件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案(閣法第15号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成17年度末に中期目標期間が終了する文部科学省所管の12の特定独立行政法人(公務員型法人)について、特定独立行政法人以外の独立行政法人(非公務員型法人)に移行すること。
- 二、一の独立行政法人のうち独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立博物館を除く10の独立行政法人の役員及び職員等に対して、その職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。
- 三、刑法その他の罰則の適用について、一の独立行政法人の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこと。
- 四、独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家を独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに統合し、名称を独立行政法人国立青少年教育振興機構とすること。
- 五、政府は、必要があると認めるときは、土地、建物等を独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立博物館に追加して出資することができるものとする。
- 六、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成18年4月1日から施行すること。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、義務教育費国庫負担金の国庫負担率引下げ等

公立義務教育諸学校の教職員の給与等に係る国庫負担率を2分の1から3分の1に改めるとともに、公立養護学校整備特別措置法を廃止し、公立養護学校の小学部及び中学部の教職員の給与等に係る国庫負担制度を義務教育費国庫負担法に統合すること。

二、市町村費負担教職員任用事業の全国化

構造改革特別区域において実施されている市町村費負担教職員任用事業を全国化するため、市町村立学校職員給与負担法における県費負担教職員の対象を義務教育諸学校標準法等に基づき都道府県が定める教職員定数により配置される職員とすること。

三、公立義務教育諸学校等の施設の整備に関する交付金制度の創設等

文部科学大臣は、公立義務教育諸学校等の施設整備基本方針及び同基本方針に基づく改築等事業について定めた施設整備基本計画を作成し、地方公共団体は、同基本計画に即した施設整備計画を作成するとともに、国は、施設整備計画に対し、予算の範囲内で交付金を交付することができる制度を創設すること。

また、義務教育諸学校施設費国庫負担法に、公立養護学校整備特別措置法による公立養護学校の小学部及び中学部の新增築に係る国庫負担制度を統合するとともに、法律名を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に改めること。

四、交付金制度の創設等に伴う措置

交付金制度の創設及び国庫補助負担金改革による税源移譲に伴い、産業教育振興法等の補助対象に関する規定の一部を削除するとともに、交付金化後も従前の補助率を下回らないこととする規定を設けること。

また、定時制・通信制高等学校施設整備に係る補助金の税源移譲に伴い、公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法を廃止すること。

五、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行すること。

研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、研究開発機関及び研究者等の相互交流等を促進するため、国等の研究施設等の共用の促進及び利用の促進に関する所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、研究交流促進法の一部改正

- 1 国の行政機関の長は、試験研究機関等その他の政令で定める国の機関のうち、その所管するものであって一定の要件を満たすものを官報で公示し、当該機関の試験研究

施設及び土地の使用に関する条件の特例を設けること。

- 2 国は、国、独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する研究開発施設について、研究者等が当該施設を利用するために必要な情報を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、広く研究等を行う者の利用に供するための措置を講ずるものとする。

二、特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部改正

- 1 法律の題名を「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」に改め、特定放射光施設に加え、特定高速電子計算機施設を対象とすること。
- 2 独立行政法人理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者として、特定先端大型研究施設を研究者等の共用に供すること等の業務を行うものとする。
- 3 文部科学大臣は、文部科学大臣の登録を受けた者に、2の業務のうち、特定先端大型研究施設の利用者の選定等の業務の全部又は一部を行わせることができることとし、登録基準その他の規定を整備すること。

三、施行期日等

- 1 この法律は、平成18年7月1日から施行すること。ただし、前記二の3の登録の事前申請に係る規定等は、公布の日から施行すること。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、「特定高速電子計算機施設（次世代スーパーコンピュータ）」の研究開発に当たっては、科学技術、特にコンピュータの研究開発分野は日進月歩であることから、国際的な研究開発状況にも注意を払い、開発計画を適宜見直す等柔軟に対応し、世界最先端・最高性能の達成のため、国は、財政措置等の支援に努めること。
- 二、特定先端大型研究施設については、研究開発、施設の建設及び登録施設利用促進機関の選定において、適正な情報公開を心がけ、公正さを失わないよう配慮するとともに、その共用において、透明性の確保及び公平かつ効率的な運用に努めること。特に、国においては、これら措置に対する十分な支援に努めること。
- 三、特定先端大型研究施設の運用においては、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に努めることはもちろんのこと、急激な社会の変化や研究開発の進展にも対応するため、基礎研究、応用研究、いずれの段階からも産学官の適切な連携・協力により研究開発を進める、いわゆるパラレルモデルによる研究開発の推進にも努めること。
- 四、施設・設備の共用に伴う知的財産権の問題等について最大限の注意を払い、問題が起らないよう配慮すること。
- 五、民間企業との研究交流を進めるに当たっては、公正を確保するとともに、技術力の高い中小企業にも十分配慮し、我が国のみならず世界の科学技術の発展のため、有効かつ

効率的な施設利用が図られるよう配慮すること。

六、独立行政法人、国立大学法人等の研究施設の共用を促進するため、各機関における体制の整備や利用者のニーズの把握等を促すとともに、国は必要な支援をしつつ、共用に積極的な風土の醸成に努めること。

七、科学技術に対する国民の理解と関心を高め、特に、児童生徒が理科や算数・数学への興味・関心を持つ環境を醸成するとともに、その一助となるよう、特定先端大型研究施設の研究内容や成果については、分かりやすく情報提供するなど広報活動にも努めること。

八、本施設のみならず、研究者・技術者や教育・研究機関全般に対する国民の信頼が確保されるよう、今後とも研究者・技術者倫理の確立、適切な業績評価、適正な業務運営に努めること。

九、研究交流の促進に当たっては、創造性豊かな科学技術の振興に重点を置き、研究者がその意欲や独創性を十分発揮できるよう研究環境条件の整備に努めるとともに、異分野間の交流も促進するなど研究者等の多様な知識の融合等を図り、時代に即応した調和のとれた総合的研究の推進にも努めること。

十、本法に基づいて研究交流及び研究施設の共用を促進するに当たっては、日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。

右決議する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案 (閣法第58号)

【要旨】

本法律案は、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供するため、認定こども園に係る制度を設け、その認定手続、特例等を定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、認定こども園に関する認定手続等

1 次に掲げる要件に適合している幼稚園、保育所等の設置者は、認定こども園として都道府県知事（保育所に係る認可権限が委任されている場合は都道府県教育委員会）の認定を受けることができる。

① 幼稚園である場合、幼稚園教育要領による教育を行うほか、幼稚園としての教育時間終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち、保育に欠ける子どもに対する保育を行うこと。

② 保育所等である場合、保育に欠ける子どもに対する保育を行うほか、保育に欠ける子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し幼稚園教育の目標が達成されるよう保育を行うこと。

③ 幼保連携施設である場合、当該幼保連携施設を構成する保育所等において満3歳以上の子どもに対し、幼稚園教育の目標が達成されるよう保育を行うとともに、保

育を実施するに当たり、連携する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること、又は、当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き、連携する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

- ④ 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- ⑤ 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

2 都道府県知事は、保育所に係る1の認定をする場合には、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとし、当該保育所において、保育に欠けない満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより、保育に欠ける子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならないこと。

3 認定こども園に係る情報の提供、認定こども園の名称の使用制限、認定の取消し、関係機関の連携の確保等について定めること。

二、認定こども園に関する学校教育法の特例

幼稚園又は幼保連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法の適用については、園務等に子育て支援事業を含むものとする。

三、認定こども園に関する児童福祉法等の特例

1 保育の実施を希望する保護者は、申込書を入所を希望する保育所に提出するものとし、当該保育所はこれを市町村に送付しなければならないこと。市町村は当該申込書に係る子どもが保育に欠ける子どもに該当すると認めるときは、保育所にその旨を通知すること。保育所は正当な理由がない限り通知に係る子どもの入所を拒んではならないこと。

2 保育所は、保育に欠ける子ども及びそれ以外の子どもが入所する場合には適切な保育の実施が困難となること等の事由がある場合、施設が公正な方法で入所する子どもを選考することができること。その場合、母子家庭や特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないこと。

3 保育所は保育の実施に要する費用を勘案するとともに当該保護者の家計に与える影響を考慮して保育料の額を定め、その額を市町村長に届け出ること。市町村長は当該保育料の額が不適切であると認めるときは、その変更を命ずることができること。保育の実施に係る子どもの保護者は当該保育所の設置者が定める額を、保育料として当該保育所に支払うこと。

4 保育所における保育の実施に要する保育費用から保育料に相当する額を控除した額を、市町村の支弁とすること。

5 幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合、当該保育所について、その新設等に要する費用を補助することができること。

四、認定こども園に関する私立学校振興助成法の特例

幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人で私立学校振興助成法の規定により補助金の交付を受けるものについては、5年以内に、当該幼稚園が学

校法人によって設置されることを要しないものとする。

五、この法律は、平成18年10月1日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たって、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、認定こども園が、子ども及び保護者の視点に立ち、親の就労の有無にかかわらず教育、保育及び子育て支援を実施できるよう体制の整備に十分配慮し、運営費、施設設備費に対する財政支援等の充実と幼保連携型認定こども園の設置の促進に努めるとともに、認定こども園における教育・保育の質の確保・向上のための措置を講ずること。
- 二、保育所型の認定こども園を保育に欠けない子どもが利用する場合であっても、幼稚園就園奨励費の活用等による保護者の保育料負担の軽減策について検討すること。
- 三、保護者が多様な施設を適切に選択できるように、認定こども園の情報公開、適切な評価の実施のための措置を講ずるとともに、保護者に対する説明、保護者の意見を踏まえた運営に努めること。
- 四、保育所入所待機児童の解消については、保育需要にこたえる一義的な責任を有する市町村を始めとして、より一層の努力をするとともに、保育に欠ける子どもの認定こども園への入園については、公平・公正な判断がなされるよう適切な措置を講ずること。
- 五、幼稚園と保育所の連携を一層強化するとともに、認定こども園に関する国、都道府県、市町村における事務の手続を一元化するよう適切な措置を講ずること。
- 六、認定こども園の教育、保育及び子育て支援の質の向上に資するため、職員の研修に積極的な支援を行うとともに、幼稚園教諭免許及び保育士資格の併有を更に促進すること。
- 七、子育てに不安のある保護者を始め、子どもを持つすべての家庭の支援が必要とされていることにかんがみ、国・地方公共団体における総合的な子育て支援施策の更なる推進を図るとともに、認定こども園における子育て支援事業が保護者の要請に十分にこたえ、適切に行われるよう必要な財政支援に努めること。
- 八、子どもの教育・保育施設への障害児の受入れや一時保育、病児・病後児保育など保護者のニーズの高い子育て支援の拡充に努めるとともに、認定こども園が地域の子育て支援の拠点として十全な機能を発揮できるよう、子育てにかかわるボランティア、NPO、専門機関等との連携を強化するための支援に努めること。
- 九、子どもの安全・安心のため、幼稚園、保育所等及び認定こども園における施設設備については、耐震、防災、防犯等安全確保のための財政支援の拡充について検討するとともに、すべての認定こども園において事故等の際の補償が円滑に行われるよう、その支援に努めること。
- 十、在園時間の異なる子どもが共に教育・保育を受ける認定こども園の特性にかんがみ、教職員の配置基準の改善・充実に向けた検討を進めること。
- 十一、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続に資するため、幼稚園、保育所等及び認定こども園と小学校との交流・連携に努めるとともに、指導要録や保育経過記録等に

ついて書式の整合等を図ることなどにより、積極的な情報共有と相互理解に努めること。
十二、本法施行後、社会の変化や保護者の就学前の教育・保育に対する要望等を的確に踏まえ、国における就学前の教育・保育に係る行政機関の連携強化を図るとともに、総合化についても検討を行うこと。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第65号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、盲学校、聾学校及び養護学校の区分を廃止し、特別支援学校とすること。
- 二、特別支援学校においては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、小学校、中学校又は高等学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とすること。
- 三、特別支援学校においては、右の者に対する教育のうち、当該学校が行うものを明示するとともに、在籍する児童生徒等に対する教育を行うほか、小学校、中学校又は高等学校等の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。
- 四、小学校、中学校、高等学校等においては、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。
- 五、盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状及び養護学校教諭免許状を特別支援学校教諭免許状とすること。
- 六、特別支援学校教諭免許状の授与に当たっては、授与を受けようとする者の科目の修得状況等に応じて、1又は2以上の特別支援教育領域を定めて授与するものとし、大学において修得することを必要とする最低単位数を定めるほか、所要の経過措置を設けること。
- 七、特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。
- 八、この法律は、平成19年4月1日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、国際的な障害者施策の潮流となっているノーマライゼーションやインクルージョンの理念を踏まえ、特別支援教育の定着・発展を図り、障害のある子ども一人一人のニーズに適切に対応した教育を保障するために、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、特別支援教育が、就学前教育から高等教育までのすべての学校において取り込まれるべきものであることから、すべての教職員の人権意識の高揚と資質能力の向上に努める

- こと。特に、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、必要な教職員定数の確保や支援体制の確立、学校のバリアフリー化の促進を始めとした施設設備の整備等教育諸条件の維持・向上に努めること。
- 二、特別支援学校のセンター的機能が十全に発揮されるよう努めること。特に、幼稚園とともに保育所などの児童福祉施設、保護者等に対する支援にも万全を期するとともに、医療・福祉・労働等関係諸機関との連携にも努めること。
- 三、特別支援学校の教員免許状の取得促進を図るとともに、特別支援学校の教員免許状の在り方、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教員免許状における特別支援教育の扱いなどについても更に検討を進めること。
- 四、特別支援教育の開始により、新たに教育上の特別な支援の対象となる子どもについては、支援の場や方法などについて本人・保護者の意向を十分に聴取し、配慮するよう努めること。
- 五、就学先を指定するに際しては、事前に本人・保護者の意向を十分に聴取し、各学校の状況等を説明して理解が得られるよう努めることなど、相談機能の充実を図ること。また、就学先の指定について、手続の在り方を含め検討すること。
- 六、教材・教具の研究開発とその普及に努めること。特に、視覚障害者への拡大教科書の普及充実を図ること。
- 七、就学奨励費等、障害のある子どもへの支援措置に関しては、高等学校の拡大教科書の自己負担軽減など、必要な具体的支援を把握しつつ、総合的な検討を進めること。
- 八、障害者基本法に基づき、障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習を更に積極的に進めること。また、特別支援学級に関しては、対象となる子どもの増加、教育の困難性などに十分配慮した施設整備に努めるとともに、特別支援教室にできるだけ早く移行するよう十分に検討を行うこと。
- 九、障害をもつ生徒の卒業後の就労を促進するため、厚生労働省との連携を強化するとともに、職業体験教育や就労のための個別指導及び卒業後も継続した就労支援に努めること。
- 十、各般の施策の進捗状況を確実に把握し、政策評価を適切に行い、引き続き制度の改善に努めること。また、政省令の改正に当たっては、国会における審議や障害者団体等の要望、専門家の意見などを踏まえるとともに、パブリックコメントなど適正な手続に従って見直しに努めること。
- 十一、障害に対する理解の促進と認識の共有を図るため、教職員、子ども、保護者、就労先、その他社会全体に対する普及啓発活動に努めること。

右決議する。

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案（衆第36号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのある海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力（以下「文化遺産国際協力」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資することを目的とすること。

二、基本理念

- 1 文化遺産国際協力は、我が国が海外の文化遺産の保護に取り組むことにより、国際社会で主導的な役割を果たしつつ世界における多様な文化の発展に積極的に貢献するとともに、日本国民の異なる文化を尊重する心の涵養と国際相互理解の増進が図られるように行われるものとする。
- 2 文化遺産国際協力は、文化の多様性が重要であることに配慮しつつ、文化遺産が存在する外国の政府と関係機関の自主的な努力を支援するために行われなければならないものとする。
- 3 文化遺産国際協力の推進に関する施策は、文化芸術振興基本法の基本理念に配慮して行われるものとする。

三、国の責務

国は、右の基本理念にのっとり、文化遺産国際協力の推進に関する施策を策定・実施する責務を有するものとする。

四、教育研究機関の責務等

文化遺産国際協力にかかわる教育研究機関は、必要な人材の育成、研究とその成果の普及、研究者や技術者の適切な処遇の確保、教育研究施設の整備と充実に努めるものとする。

五、財政上の措置等

政府は、文化遺産国際協力の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

六、基本方針

文部科学大臣と外務大臣は、文化遺産国際協力の推進に関する基本的な方針を定めなければならないものとする。

七、連携の強化

国は、関係機関の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

八、関係行政機関相互の密接な連携

文化遺産国際協力の推進に当たっては、関係行政機関相互の密接な連携の下に、行われなければならないものとする。

九、教育研究機関と民間団体に対する支援

国は、教育研究機関と民間団体が文化遺産国際協力に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

十、人材の確保等

国は、文化遺産の保護に関する専門的知識を有する人材の確保・養成と資質の向上に

必要な施策を講ずるものとする。

十一、国際的協調のための施策

国は、文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

十二、国内外の情報の収集、整理と活用

国は、文化遺産国際協力に関する国内外の情報の収集、整理と活用等の施策を講ずるものとする。

十三、意見の反映

国は、文化遺産国際協力において保存、修復等に携わる関係者等の意見を国の施策に反映させるための制度の整備等の施策を講ずるものとする。

十四、国民の理解と関心の増進

国は、文化遺産国際協力に関する広報活動の充実と教育の振興等の施策を講ずるものとする。

十五、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。